

◎貸付利用にあたっての留意点

- ① 貸付は、組合員となった日から6ヶ月経過したら利用できます。
- ② 申込には、資金借用申込書（貸様式第1号）及び資金借用証書（貸様式第2号）に所定の事項を記入のうえ、生活資金以外の申込には、それぞれ添付書類が必要ですので確認し忘れなく添付してください。
- ③ 受取先口座番号確認のため、普通（総合）預金通帳の写しを添付してください。
- ④ 資金借用証書には収入印紙が必要です。
10万円までは200円、50万円までは400円、100万円までは千円、500万円までは2千円です。本人で貼付し、割印を押してください。
- ⑤ 貸付金は受付後10日位で申込人名義の金融機関指定口座に振込まれます。
- ⑥ 貸付金の額は、10万円の整数倍です。
- ⑦ 貸付金の償還は、毎月償還とボーナス償還を併用できます。（ボーナス償還に係る貸付金の額は毎月償還の2分の1以内で10万円を単位とします。）
- ⑧ 希望により臨時に償還したい場合、全額繰上償還又は一部繰上償還ができます。事前に臨時償還手続申込書（事様式第6号）を提出し、払込通知書の交付を受けてください。
- ⑨ 同一種別の貸付について、償還回数が24回以上経過していれば相殺貸付を受けることができます。また、貸付限度額内であれば複数口貸付を受けることもできます。

(※<http://www.kyogo.or.jp/>)